

「ICT活用の手引」

～福岡県立筑紫丘高等学校～

令和7年4月1日 第3版

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT（1人1台タブレット型端末）の活用にあたって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

本手引をお読みくださり、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

－目次－

1	端末使用の際のルール及び注意点	2
2	生徒用アカウントの取り扱い	2
3	端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方	2
4	健康面への配慮	3
5	トラブルが起きた場合の対応	3
6	その他	3

1 端末使用の際のルール及び注意点

- USB 端末は、マウス、キーボード接続を除き接続しない（ウイルス感染防止のため）
- 端末を使用するときや持って移動するときに、落としたり、ぬらしたりしないよう、注意すること。
- 端末を使用する場合は、事前に**タブレット型端末借用申請書（3年間借用）**を提出した上で本手引の記載事項を遵守して使用すること。
- 休み時間等も使用可とするが、学習及び課外活動に関係のない目的（音楽・動画の視聴等）では使わないこと。
- 学校及び自宅以外で端末を使用しないこと。（紛失や公衆 WiFi 接続の防止のため）
- 保管は充電保管庫もしくは個人用ロッカー（必ず施錠）を使用すること。また、学校に置いて帰る際は、必ず充電保管庫に入れること。
- 別紙「タブレット型端末貸与に関する留意事項」を遵守すること。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- 自分のアカウント・パスワードは、適切に管理すること。
- パスワードは、第三者に教えないこと。

3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- 本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりしないこと。
- 自分や他の生徒、家族等の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）を、ネット上に不用意に書き込まないこと。
- 自他を問わず誹謗中傷等やネット上の差別情報にふれた際は、速やかに担任又は本校人権教育担当教員に相談すること。

4 健康面への配慮

- 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離 30 cm以上離すこと。
- 長時間継続して画面を見ないよう、30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。

5 トラブルが起きた場合の対応

- 端末が故障、破損、紛失した場合、又は盗難にあった場合は、速やかに担任又は本校 ICT 担当教員に報告・連絡すること。(土日、祝日の場合は次の登校日)
- 上記の場合、生徒の故意・過失で故障した場合、保護者等に修理代を請求することがあること。
- ネットトラブルに関しては、担任又は次の相談窓口にご相談すること。

福岡県 ネットトラブルに遭わないために

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/netsoudan.html>)



6 その他

(生徒にICT活用の効果検証を行うアンケートを実施する旨の周知)

- 本校では、教育へのICT活用の効果を検証するために、生徒に対して授業アンケートを実施します。

(機器の故障・ネットワークトラブルの際の対応(学習の継続)についての周知)

- ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応させるとともに、学習活動を止めないよう措置します。